

■議案第2号

町道路線の廃止について

【要旨】

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線を廃止することについて議会の議決を求めようとするものです。

[天ノ川2号線]

本路線は、県営立西地区ほ場整備事業により地区内に編入され、現況が町道の認定基準に該当する状況にはないため、今回道路台帳から削除するものです。

路線概要

整理番号	271	延長
路線名	天ノ川2号線	800.9m
起点	天ノ川字中谷56-3	
終点	天ノ川字小次郎屋敷11-2	

【根拠法令】

四万十町町道の認定基準に関する規程（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 公共施設への連絡路であるもの
- (2) 港、駅等への連絡路であるもの
- (3) 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- (4) 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- (5) 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- (6) 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- (7) 町道間の連絡上重要であるもの
- (8) 3戸以上の住宅が接しているもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの